

承認第 5 号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同法同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

記

別 紙 の と お り

三税第 9 4 6 号

三宅町税条例の一部を改正する条例に関する専決処分書

三宅町税条例（昭和 3 5 年 9 月三宅町条例第 3 7 号）の一部を改正する条例は、法律の一部改正の施行に伴い、急を要し議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

三宅町長 森 田 浩 司

条例第 1 号

三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町税条例（昭和 3 5 年 9 月三宅町条例第 3 7 号）の一部を
改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 3 1 日 専決
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町税条例の一部を改正する条例

三宅町税条例(昭和35年9月条例第37号)の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」

を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

三宅町税条例（昭和35年9月条例第37号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（法人の町民税の申告納付） 第48条（略） 2～8（略） 9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。	（法人の町民税の申告納付） 第48条（略） 2～8（略） 9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は無料とする。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の手数料)

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳

の閲覧の手数料は無料とする。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の手数料)

第 73 条 の 3 法 第 382 条 の 3 に 規 定 す
る 固 定 資 産 課 税 台 帳 に 記 載 さ れ て
い る 事 項 の 証 明 書 (同 条 た だ し 書 の
規 定 に よ る 措 置 を 講 じ た も の を 含
む 。) の 交 付 手 数 料 は 、 証 明 書 1 枚
ご と に 300 円 と す る 。

2 (略)

附 則

(法 附 則 第 15 条 第 2 項 第 1 号 等 の 条
例 で 定 め る 割 合)

第 10 条 の 2 (略)

2 (略)

3 法 附 則 第 15 条 第 15 項 に 規 定 す る
市 町 村 の 条 例 で 定 め る 割 合 は 5 分
の 3 (都 市 再 生 特 別 措 置 法 (平 成 14 年
法 律 第 22 号) 第 2 条 第 5 項 に 規 定 す
る 特 定 都 市 再 生 緊 急 整 備 地 域 に お
け る 法 附 則 第 15 条 第 16 項 に 規 定 す
る 市 町 村 の 条 例 で 定 め る 割 合 は 2
分 の 1) と す る 。

4 法 附 則 第 22 項 _____ に 規 定 す る

第 73 条 の 3 法 第 382 条 の 3 に 規 定 す
る 固 定 資 産 課 税 台 帳 に 記 載 さ れ て
い る 事 項 の 証 明 書 _____

_____ の 交 付 手 数 料 は 、 証 明 書 1 枚
ご と に 300 円 と す る 。

2 (略)

附 則

(法 附 則 第 15 条 第 2 項 第 1 号 等 の 条
例 で 定 め る 割 合)

第 10 条 の 2 (略)

2 (略)

3 法 附 則 第 15 条 第 16 項 に 規 定 す る
市 町 村 の 条 例 で 定 め る 割 合 は 5 分
の 3 (都 市 再 生 特 別 措 置 法 (平 成 14 年
法 律 第 22 号) 第 2 条 第 5 項 に 規 定 す
る 特 定 都 市 再 生 緊 急 整 備 地 域 に お
け る 法 附 則 第 15 条 第 16 項 に 規 定 す
る 市 町 村 の 条 例 で 定 め る 割 合 は 2
分 の 1) と す る 。

4 法 附 則 第 15 条 第 23 項 _____ に 規 定 す る

市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第26項第1ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定

11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定

する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第34項に規定す

する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

22 法附則第15条第35項に規定す

る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

26 (略)

27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けよ

る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

25 (略)

26 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けよ

うとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

うとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 _____

_____を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産

税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)